

## 八尾市産業廃棄物事前協議取扱指針

### (目的)

**第1条** この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、八尾市産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成30年八尾市規則第109号。以下「細則」という。）及び八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成29年八尾市条例第72号。以下「条例」という。）に定めるもののほかに、産業廃棄物（法第2条第4項に掲げるものをいう。）及び特別管理産業廃棄物（法第2条第5項に掲げるものをいう。）の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (事前協議)

**第2条** 八尾市の区域において、法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項に規定する許可の申請を行おうとする者は、当該申請の前に市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、受けようとする許可が産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業で積替え保管を含まず、又は積替え保管に変更がないものはこの限りでない。

### (事前協議に関する手続き)

**第3条** 事前協議を行おうとする者（以下「事前協議者」という。）は、事前協議書を市長に提出しなければならない。

2 事前協議書の提出に際しては、別表第1に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認める場合には、この限りでない。

### (関係機関への意見照会等)

**第4条** 市長は、事前協議書が提出されたときは、必要に応じて当該協議に係る施設（条例第18条第1項に定める施設をいう。以下「施設」という。）の現地を調査し、又は関係機関に対して、当該協議に関連する他の法令の有無等を照会するものとする。

2 市長は、前項の照会に対する関係機関からの回答があったときは、当該事前協議者に対し、必要に応じて情報の提供を行うものとする。

### (事前協議における指導内容)

**第5条** 市長は、事前協議者に対し、事前協議書における事業の用に供する施設の計画等の内容が、それぞれの許可に係る施設に関する法、政令及び省令に定める基準及び別表第2及び第3各号に掲げる基準を遵守するよう指導するものとする。

2 市長は、条例第28条に定める修正事業計画書（修正事業計画書がない場合にあつては、条例第18条に基づく事業計画書、事業計画書がない場合にあつては、第3条に基づく事前協議書）の内容が、施設に関する法、政令及び省令に定める基準及び別表第2及び第3各号に掲げる基準を遵守するよう指導するものとする。

3 市長は、施設が条例第28条に定める修正事業計画書（修正事業計画書のない場合にあつては、条例第18条に基づく事業計画書、事業計画書がない場合にあつては、第3条に基づく事前協議書）のとおり設置され、これが第1項及び第2項の指導事項を遵守していることを確認し、事前協議者に対しその結果を書面により通知するものとする。

### (指導書の交付)

**第6条** 市長は、前条第1項に定める指導に関し、必要に応じて当該事前協議者に対する指導事項を記した書面を交付するものとする。

2 市長は、前条第2項に定める指導に関し、必要に応じて当該事前協議者に対する指導事項を記した書面を交付するものとする。

(準用)

**第7条** この指針の規定は、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可の申請を行おうとする場合について準用する。ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。準用する場合、「法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項に規定する許可」は「法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可」と読み替えるものとする。

2 この指針の規定は、法第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項の規定による届出を行おうとする者（施設の設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更等に係る届出を行おうとする者に限る。）について準用する。ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。準用する場合、第2条中「法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項に規定する許可の申請」は「法第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項の規定による届出（施設の設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更等に係る届出に限る。）」と読み替えるものとする。

3 この指針の規定は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出を行おうとする者（施設の設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更等に係る届出を行おうとする者に限る。）について準用する。ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。準用する場合、第2条中「法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項に規定する許可の申請」は「法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出（施設の設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更等に係る届出に限る。）」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第3項の規定は、法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項に規定する許可を受けている者のみに適用する。

(事前協議書等の様式等)

**第8条** この指針に定める事前協議書等の様式は次のとおりとする。

1 第3条第1項に定める事前協議書 様式第1号

2 第5条第3項に定める書面 様式第2号

3 第6条第1項に定める書面 様式第3号

4 第6条第2項に定める書面 様式第4号（修正事業計画書のない場合にあっては、様式第4号中「修正事業計画書」を「事業計画書」に読み替えるものとする。）

2 前項に掲げる事前協議書の提出部数は2部とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この指針は平成30年4月1日から施行する。

この指針は令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針の施行の際、現に大阪府産業廃棄物事前協議取扱指針第3条各項の規定により提出された事前協議書、第6条第1項及び第6条第2項により交付された指導書は、それぞれ第3条各項の規定により提出された事前協議書、第6条第1項及び第6条第2項により交付された指導書による指導とみなす。
- 3 この指針の施行前に大阪府産業廃棄物事前協議取扱指針様式第1号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第8条第1項第1号に定める様式(様式第1号)により作成した用紙として使用することができる。

別表第1（第3条関係）

項	添付書類	内容	備考
1	計画地の登記簿謄本	土地及び建物の登記簿謄本	提出前3か月以内のもの
2	計画地付近の地籍図又は公図	計画地及びそれに隣接する土地の地番がわかるもの	提出前3か月以内のもの
3	当該土地所有者及び近隣関係等	当該土地所有者及び近隣関係を一覧としたもの	
4	事業計画の概要	事業計画の要点等を記載したもの	
5	生活環境保全のための措置	飛散・流出防止等の生活環境保全対策措置を一覧としたもの	
6	施設概要を明らかにする図面	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図 中間処分……1/15及び1/50 埋立処分……1/1500	
7	計画地における計画施設及びこれに付随する施設の配置図	施設及び関連設備の計画敷地内での位置関係がわかるもの	
8	処理工程図	廃棄物の処理工程を明記したもの	積替保管又は中間処理に係る場合のみ
9	計画地平面図	最終処分場の計画地の平面図（1/1000及び1/500）	埋立処分に係る場合のみ
10	計画地縦断面図	最終処分場の計画地の縦断面図	同上
11	計画地横断面図	最終処分場の計画地の横断面図	同上
12	船舶等施設の平面図及び断面図		海洋投入処分に係る場合のみ
13	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第13条第1項に定める登録済証の写し		同上
14	境界確定図	計画地が道路等公共施設と隣接する場合等	埋立処分に係る場合のみ
15	現況写真	施設の設置場所及び周辺の状況を明らかにするもの（申請前2週間以内に撮影したもの）	海洋投入処分に係る場合は船舶等施設、積み出し施設等について行う
16	処理施設の能力計算書		中間処理、埋立処分に係る場合のみ
17	保管面積・容量算出根拠	保管施設の図面に基づいて、面積容量を算出したもの	積替保管又は中間処理に係る場合のみ
18	処理区域図	処理を行う海域を明示したもの	海洋投入処分に係る場合のみ
19	処理予定量		同上
20	計画地付近見取図	周辺住宅地図等	

別表第2（第5条関係）

項目	基準
敷地の位置	都市計画法で規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域内に限る。ただし、積替保管施設にあつては、市街化調整区域を含む。
搬入・搬出道路	車両の通行によって周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないこと。
関係法令の遵守	他法令の適用を受ける場合には、関係機関との協議等に着手していること。

別表第3（第5条関係）

1 積替保管施設の基準

		産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物収集運搬業
構造基準	掲示板	産業廃棄物の積替保管施設である旨を表示する掲示板は、常に見やすい状態にしておくとともに、その内容に変更があった場合は、速やかに変更すること。	
	管理事務所	施設の維持管理を行うために、原則として施設の所在する敷地内に常駐が可能な管理事務所を設置すること。ただし、市街化調整区域については、市街化の促進にあたる建築行為が禁止されているため、近隣の市街化区域内に管理事務所を設置すること。また、コンテナ等を利用したものも建築物となるため、建築基準法関係法令の手続きを行うこと。	
	囲い	(1) みだりに関係者以外の人が施設に立ち入るのを防止することができる囲い等の必要な措置が講じられていること。 (2) 3m程度で敷地外への粉じん等の飛散を抑制できる構造とし、十分な安全性を有すること。ただし、密閉倉庫型の建築物内で積替え及び保管を行う場合又はこれと同等以上の効力を有する他の措置が講じられている場合等は、この限りではない。（囲いについてはブロック等を積み上げたのみの構造は不可とする。） (3) 作業時間以外は、人が立ち入ることができないよう、入口に施錠できる門扉を設ける等の必要な措置が講じられていること。	
床構造・排水設備等	(1) 敷地内の床面は、原則としてアスファルト・コンクリート舗装以上の構造とし、搬入車両、重機等が運行する場所は、当該車両等の荷重に耐えられるものであること。 (2) 液状の廃棄物の積替え保管を行い、又は廃棄物に触れた汚水の発生がある場合は、地下浸透を防止するため、床面は不透水性の構造であること。 (3) 廃棄物に触れた汚水を放流する場合は、生活環境上の支障が生じないようにするために必要な排水処理設備を設けること。	(1) 敷地内の床面は、原則としてアスファルト・コンクリート舗装以上の構造とし、搬入車両、重機等が運行する場所は、当該車両等の荷重に耐えられるものであること。 (2) 液状の廃棄物の積替え保管を行い、又は廃棄物に触れた汚水の発生がある場合は、地下浸透を防止するため、床面は不透水性の構造とすること。特に、廃油、廃酸及び廃アルカリの場合は、不浸透性の構造であること。	
積替施設	以下に掲げる場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物の屋内で積替えを行うこと。 イ 積替えのみで保管を行わない場合 ロ 液状廃棄物の積替えをタンクローリー等からの移送ホースにより行う場合 ハ がれき類のみの積替えを行う場合 ニ 密閉された容器で積替えを行う場合 ホ 上記以外の方法で周辺生活環境保全等のための措置が十分講じられていると市長が認める場合	以下に掲げる場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物の屋内で積替えを行うこと。 イ 積替えのみで保管を行わない場合 ロ 液状廃棄物の積替えをタンクローリー等からの移送ホースにより行う場合 ハ 密閉された容器で積替えを行う場合 ニ 上記以外の方法で周辺生活環境保全等のための措置が十分講じられていると市長が認める場合	

保管施設	<p>(1) 以下に掲げる場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物の屋内で保管を行うこと。</p> <p>イ タンクを使用して保管する場合</p> <p>ロ がれき類のみの保管を行う場合</p> <p>ハ 建築物の建設が可能な場所に設置する場合で、廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず又はガラスくずのみを、三方に壁と屋根を有する建築物の屋内で保管を行う場合</p> <p>ニ 建築物の建設が不可能な場所に設置する場合で、廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず又はガラスくずのみを三方に壁を有し、天井がネット張り構造の工作物内で保管を行う場合</p> <p>ホ 上記以外の方法で周辺生活環境保全等のための措置が十分講じられていると市長が認める場合</p> <p>(2) 保管施設は、以下の構造を満足するものであること。</p> <p>イ 廃棄物の種類ごとに区分して保管できる構造であること。ただし、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及びがれき類については運搬先ごとの区分で可とする。また、密閉された容器で保管する場合は除く。</p> <p>ロ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合は、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じること。</p>	<p>(1) 以下に掲げる場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物の屋内で保管を行うこと。</p> <p>イ タンクを使用して保管する場合</p> <p>ロ 上記以外の方法で周辺生活環境保全等のための措置が十分講じられていると市長が認める場合</p> <p>(2) 保管施設は、以下の構造を満足するものであること。</p> <p>イ 廃棄物の種類ごとに区分して保管できる構造であること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合に、それ以外の物が混入する恐れのない場合を除く。</p> <p>ロ 廃油及び廃水銀等にあつては、容器に入れ密封する等、当該廃棄物の揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないため、及び腐食の防止のために必要な措置を講じること。</p>
洗車設備	必要に応じ、車両に付着した土砂等を洗い落とすことができる設備が設けられていること。	
消火設備	保管する産業廃棄物の種類及び量に応じた消火器等が設けられていること。	
雨水対策	必要に応じ、施設へ外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。	
粉じん対策	必要に応じ、粉じん等の発生により周辺の生活環境を損なわないよう、囲い、散水設備又は集塵設備等の必要な粉じん防止設備が設けられていること。	
臭気悪臭対策	必要に応じ、臭気の発生により周辺の生活環境を損なわないよう施設の密閉化又は脱臭装置の設置等の臭気防止措置が講じられていること。	
騒音振動対策	騒音や振動の発生により、周辺の生活環境を損なわない施設構造等となっていること。	
自社の産業廃棄物	施設内で自ら排出した産業廃棄物を取扱う場合は、その種類及び保管場所を明確にすること。 また、原則として自社と他社の産業廃棄物は互いに混ざらないための措置を講じること。	
処理基準	受入確認体制	引渡しを受けた産業廃棄物が、処理委託契約や管理票記載事項と合致していることを確認できる体制が整えられていること。
害虫等対策	施設内には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	
保管場所	保管施設には保管する産業廃棄物の種類を明示し、常に見やすい状態にしておくこと。	
周辺配慮	住居等が隣接する場所で重機を使用する場合には、低騒音型の重機を使用すること。	

2 中間処理施設（埋立処分及び海洋投入処分を除く処分の用に供する処理施設）の基準

		産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物処分業
構造基準	共通基準	<p>掲示板</p> <p>産業廃棄物の中間処理施設である旨を表示する掲示板は、常に見やすい状態にしておくとともに、その内容に変更があった場合は、速やかに変更すること。</p> <p>管理事務所</p> <p>施設の維持管理を行うために、原則として施設の所在する敷地内に常駐が可能な管理事務所を設置すること。ただし、コンテナ等を利用したものも建築物となるため、建築基準法関係法令の手続きを行うこと。</p> <p>囲い</p> <p>(1) みだりに関係者以外の人が施設に立ち入るのを防止することができる囲い等の必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 3m程度で敷地外への粉じん等の飛散を抑制できる構造とし、十分な安全性を有すること。ただし、密閉倉庫型の建築物内で積替え及び保管を行う場合又はこれと同等以上の効力を有する他の措置が講じられている場合等は、この限りではない。（囲いについてはブロック等を積み上げたのみの構造は不可とする。）</p> <p>(3) 作業時間以外は、人が立ち入ることができないよう、入口に施錠できる門扉を設ける等の必要な措置が講じられていること。</p>	
		<p>床構造・排水設備等</p> <p>(1) 敷地内の床面は、原則としてアスファルト・コンクリート舗装以上の構造とし、搬入車両、重機等が運行する場所は、当該車両等の荷重に耐えられるものであること。</p> <p>(2) 液状の廃棄物の積卸し保管を行い、又は廃棄物に触れた汚水の発生がある場合は、地下浸透を防止するため、床面は不透水性の構造であること。</p> <p>(3) 廃棄物に触れた、若しくは中間処理に用いた汚水を放流する場合は、生活環境上の支障が生じないようにするために必要な排水処理設備を設けること。</p>	<p>(1) 敷地内の床面は、原則としてアスファルト・コンクリート舗装以上の構造とし、搬入車両、重機等が運行する場所は、当該車両等の荷重に耐えられるものであること。</p> <p>(2) 液状の廃棄物の積卸し保管を行い、又は廃棄物に触れた汚水の発生がある場合は、地下浸透を防止するため、床面は不透水性の構造であること。特に、廃油、廃酸、廃アルカリの場合は、不浸透性の構造であること。</p>
		<p>受入施設</p> <p>以下に掲げる場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物の屋内で積卸しを行うこと。</p> <p>イ 液状廃棄物の積卸しをタンクローリー等からの移送ホースにより行う場合</p> <p>ロ がれき類のみの積卸しを行う場合</p> <p>ハ 密閉された容器で積卸しを行う場合</p> <p>ニ 上記以外の方法で周辺生活環境保全等のための措置が十分講じられていると市長が認める場合。</p>	<p>以下に掲げる場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物の屋内で積卸しを行うこと。</p> <p>イ 液状廃棄物の積卸しをタンクローリー等からの移送ホースにより行う場合</p> <p>ロ 密閉された容器で積卸しを行う場合</p> <p>ハ 上記以外の方法で周辺生活環境保全等のための措置が十分講じられていると市長が認める場合</p>

保管施設	<p>(1) 以下に掲げる場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物の屋内で保管を行うこと。</p> <p>イ タンクを使用して保管する場合</p> <p>ロ がれき類のみの保管を行う場合</p> <p>ハ 建築物の建設が可能な場所に設置する場合で、廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず又はガラスくずのみを、三方に壁と屋根を有する建築物の屋内で保管を行う場合</p> <p>ニ 建築物の建設が不可能な場所に設置する場合で、廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず又はガラスくずのみを三方に壁を有し、天井がネット張り構造の工作物内で保管を行う場合</p> <p>ホ 上記以外の方法で周辺生活環境保全等のための措置等が十分講じられていると市長が認める場合</p> <p>(2) 保管施設は、以下の構造を満足するものであること。</p> <p>イ 廃棄物の種類ごとに区分して保管できる構造であること。ただし、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及びがれき類についてはこれらを処理する中間施設等ごとの区分で可とする。また、密閉された容器で保管する場合は除く。</p> <p>ロ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合は、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じること。</p>	<p>(1) 以下に掲げる場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物の屋内で保管を行うこと。</p> <p>イ タンクを使用して保管する場合</p> <p>ロ 上記以外の方法で周辺生活環境保全等のための措置が十分講じられていると市長が認める場合</p> <p>(2) 保管施設は、以下の構造を満足するものであること。</p> <p>イ 廃棄物の種類ごとに区分して保管できる構造であること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合に、それ以外の物が混入する恐れのない場合を除く。</p> <p>ロ 廃油及び廃水銀等にあつては、容器に入れ密封する等、当該廃棄物の揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないため、及び腐食の防止のために必要な措置を講じること。</p>
中間処理産業廃棄物保管施設	<p>原則として密閉倉庫型の建築物の屋内で廃棄物の種類ごとに分別して保管できる構造であること。</p> <p>ただし、市長が認める場合はこの限りでない。</p>	
中間処理施設	<p>(1) 原則として密閉型倉庫型の建築物の屋内で設置すること。</p> <p>(2) 固定式の施設であること。</p> <p>(3) 施設の維持管理が行えるように、点検歩廊、点検口、地下水検査孔等の設備が設けられていること。</p>	
洗車設備	<p>必要に応じ、車両に付着した土砂等を洗い落とすことができる設備が設けられていること。</p>	
消火設備	<p>保管する産業廃棄物の種類及び量に応じた消火器等の消火設備が設けられていること。</p>	
雨水対策	<p>必要に応じ、施設へ外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。</p>	
粉じん対策	<p>必要に応じ、粉じん等の発生により周辺の生活環境を損なわないよう、囲い、散水設備又は集塵設備等の必要な粉じん防止設備が設けられていること。</p>	
臭気悪臭対策	<p>必要に応じ、臭気の発生により周辺の生活環境を損なわないよう施設の密閉化又は脱臭装置の設置等の臭気防止措置が講じられていること。</p>	
騒音・振動対策	<p>騒音や振動の発生により、周辺の生活環境を損なわない施設構造等となっていること。</p>	
自社の産業廃棄物	<p>施設内で自ら排出した産業廃棄物を取扱う場合は、その種類及び保管場所を明確にすること。</p>	



個別基準	(1) 汚泥を処分する場合	処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。	(1) 廃油を処分する場合	イ 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられ、かつ処分に適した焼却施設、油水分離施設その他の処理施設を有すること。 ロ 消火器その他の消火設備を有すること。	
	(2) 廃油を処分する場合	処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。	(2) 廃酸又は廃アルカリ（シアン化合物を含むものを除く。）を処分する場合	腐食を防止するために必要な措置が講じられた、処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。	
	(3) 廃酸又は廃アルカリを処分する場合	処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。		(3) シアン化合物を含む廃酸若しくは廃アルカリ又は当該廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したものを処分する場合	処分に適する分解施設その他の処理施設を有すること。
	(4) 廃プラスチック類又はゴムくずを処分する場合	処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。	(4) 感染性産業廃棄物を処分する場合		イ 処分に適する焼却施設その他の処理施設を有すること。 ロ 当該処理施設に衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を有すること。
	(5) コンクリートの破片の処分を行う場合	処分に適する破碎施設その他の処理施設を有すること。		(5) 廃PCB等又はPCB汚染物を処分する場合	処分に適する焼却施設、洗浄施設その他の処理施設を有すること。
	(6) 上記以外の産業廃棄物を処分する場合	その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。	(6) 廃水銀等を処分する場合		処分に適する硫化施設その他の処理施設を有すること。
				(7) 廃石綿等を処分する場合	処分に適する熔融施設その他の処理施設を有すること。
				(8) 水銀若しくはその化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものを処分する場合	処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設を有すること。

			(9) シアン化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものを処分する場合	処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設を有すること。
			(10) 汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものを処分する場合（上記、(8)、(9)の場合を除く。）	処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設を有すること。
			(11) その他の特別管理産業廃棄物を処分する場合	特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設であって、必要な附帯設備を備えたものを有すること。
			(12) 処分する特別管理産業廃棄物の性状を分析することのできる設備を有すること（上記、(4)、(7)の場合を除く。）	
処理基準	共通基準	引渡しを受けた産業廃棄物が、処理委託契約や管理票記載事項と合致していることを確認できる体制が整えられていること。		
		住居等が隣接する場所で重機を使用する場合には、低騒音型の重機を使用すること。		
		施設内には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。		
		保管施設には保管する産業廃棄物の種類を明示し、常に見やすい状態にしておくこと。		
個別基準	(1) 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合	人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。	(1) 廃油の処分又は再生を行う場合	処分又は再生は、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。
	(2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合	イ 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講じること。 ロ 使用又は含まれている水銀等の割合が相当の割合以上である等回収が必要な場合は、環境大臣が定める方法により行うこと。	(2) 廃酸若しくは廃アルカリの処分又は再生を行う場合  (3) 感染性廃棄物の処分又は再生を行う場合	処分又は再生は、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。  処分又は再生は、感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

		(4) 廃石綿等の処分又は再生を行う場合	処分又は再生は、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法より行うこと。
--	--	----------------------	---

### 3 埋立処分場（埋立処分の用に供する処理施設）の基準

下表の共通基準及び、埋め立てる産業廃棄物が政令第6条の4第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物である場合は遮断型埋立処分場の個別基準、安定型産業廃棄物の場合は安定型埋立処分場の個別基準、それ以外の産業廃棄物の場合は管理型埋立処分場の個別基準を用いるものとする。

共通基準	囲い	(1) 原則として処分場の全周囲に設けられていること。 (2) 材質及び構造等は、風圧等により容易に転倒又は破壊されないものとする。こと。 (3) 出入口は、原則として1か所とし、門扉を設け施錠できるものとする。こと。
	地滑り防止工、沈下防止工	(1) 地滑り防止工はアンカー工法、押さえ盛土工法等、沈下防止工は地盤改良、杭基礎等の適切な工法とすること。 (2) 現場調査、地質・土質調査等により地滑り防止工法及び沈下防止工法を決定すること。
	表面水集排水	安定型最終処分場にあつては埋立進捗状況に応じ、施工できることとする。 (1) 開渠等は、地表水等の排水を安全に流下することができるとともに、埋立廃棄物と接触しないよう考慮して設置すること。 (2) 開渠等の材質及び構造は、埋め立てる産業廃棄物の圧力並びに埋立重機及び搬入車両等の荷重等に十分耐えられるものとする。こと。 (3) 開渠その他の設備の断面等は、必要な設計計算を行い決定すること。
	管理事務所	最終処分場を維持管理するため、原則として管理事務所を設置するとともに、必要に応じ電話等を設置すること。
	洗車設備	最終処分場の出入口付近には、車両に付着した土砂等を洗い落とすための洗車設備等を設置すること。
	基準高	計画地周辺に、基準高を2か所以上設定し、埋立地の築造、産業廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等が常に判別できるようにすること。なお、基準高の設定は、沈下等変位のない構造又は位置とすること。
	境界	埋立を行う区域を明確にするため、境界杭を設置しロープ等を張ること。(遮断型最終処分場を除く。)
個別基準	安定型埋立処分	擁壁等 (1) 擁壁等の設計に当たっては構造計算等により、安定性の検討が行われていること。 (2) 雨水その他の地表水を排水するために、擁壁等の下端にU字溝等の排水設備が設けられていること。 (3) 水抜き穴を擁壁の下部や湧水等のある箇所にも有効に設置すること。 (4) 擁壁裏面の浸透水、湧水等の集排水を容易にするために、擁壁の裏面全体に透水層を設けること。

	場	盛土、切土	<p>盛土又は切土の形態等は、次の要件を備えたものであること。なお、必要に応じ、安定計算等を行い十分に安全性が確保されていること。</p> <p>盛土</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 盛土法面の勾配は、30度以下の緩やかなものとする。</li> <li>(2) 高さ5m以上の盛土斜面が生ずる場合は、5mごとに幅2m以上の小段（犬走り）を設けること。また、小段3段目ごとに5m以上の大段を設けること。</li> <li>(3) 小段及び大段の法尻並びに盛土法面の最上部には、U字溝等の表面排水設備を設けること。</li> <li>(4) 法面の造成後直ちに、植生工等により法面の崩壊防止工及び保護工を施すこと。</li> </ol> <p>切土</p> <p>切土法面の勾配は、原則として水平面に対し軟岩（風化の著しいものは除く。）の場合は60度以下とし、風化の著しい岩の場合は40度以下とし、砂利、真砂土、硬質粘土その他これらに類する土質の場合は35度以下とすること。</p> <p>法面の形態、表面排水及び法面保護については盛土の場合と同様とする。</p>
		浸出水集排水設備	<p>埋立地には、産業廃棄物の保有水及び埋立地内に降った、産業廃棄物からの浸出水を有効に集水し、及び排水できる堅固で耐久力を有する構造の設備を設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 集排水設備は、浸出水が局部的にも滞水することなく速やかに集水できるとともに自然流下し得る勾配を有すること。</li> <li>(2) 集排水管の材質及び管厚は、埋め立てる産業廃棄物等の圧力並びに埋立重機及び搬入車両等の荷重等に十分耐えられるものであること。</li> <li>(3) 集排水管等の断面等は、必要な設計計算を行い決定すること。</li> <li>(4) 浸出水の放流先への土砂等の持ち出しを防止するため、浸出水集排水設備の下流部分に、必要容量を備えた沈砂池を設置すること。なお、浸出水の排水口は採水ができる構造とすること。</li> </ol>
個別基準	管理型最終処分場	擁壁等	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 擁壁等の設計に当たっては構造計算等により、安定性の検討が行われていること。</li> <li>(2) 雨水その他の地表水を排水するために、擁壁等の下端にU字溝等の排水設備が設けられていること。</li> <li>(3) 水抜き穴を擁壁の下部や湧水等のある箇所に有効に設置すること。</li> <li>(4) 擁壁裏面の浸透水、湧水等の集排水を容易にするために、擁壁の裏面全体に透水層を設けること。</li> <li>(5) 擁壁が遮水工を兼ねる場合は、次の要件を備えていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ コンクリート擁壁を防水加工する等、不透性の材料で築造され、又は被覆されていること。</li> <li>ロ 産業廃棄物、産業廃棄物の保有水等による腐食を防止するための措置が講じられていること。</li> </ul> </li> <li>(6) 間知ブロック練積み造擁壁等、擁壁が遮水工を兼ねない場合は、次の要件を備えていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 擁壁の背後に遮水工を設けること。</li> <li>ロ 水抜き穴を擁壁の下部や湧水等のある箇所に有効に設置すること。</li> <li>ハ 擁壁裏面の浸透水、湧水等の集排水を容易にするために、擁壁の裏面全体に透水層を設けること。</li> </ul> </li> </ol>

盛土、切土	<p>盛土又は切土の形態等は、次の要件を備えたものであること。なお、必要に応じ、安定計算等を行い十分に安全性が確保されていること。</p> <p>盛土</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 盛土法面の勾配は、30度以下の緩やかなものとする。</li> <li>(2) 高さ5m以上の盛土斜面が生ずる場合は、5mごとに幅2m以上の小段(犬走り)を設けること。また、小段3段目ごとに5m以上の大段を設けること。</li> <li>(3) 小段及び大段の法尻並びに盛土法面の最上部には、U字溝等の表面排水設備を設けること。</li> <li>(4) 法面の造成後直ちに、植生工等により法面の崩壊防止工及び保護工を施すこと。</li> </ol> <p>切土</p> <p>切土法面の勾配は、原則として水平面に対し軟岩（風化の著しいものは除く。）の場合は60度以下とし、風化の著しい岩の場合は40度以下とし、砂利、真砂土、硬質粘土、その他これらに類する土質の場合は35度以下とすること。</p> <p>法面の形態、表面排水、法面保護については盛土の場合と同様とする。</p>
遮水工	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 遮水工は原則としてシート工法以上の遮水効果、強度、耐久性等を有する工法とすること。</li> <li>(2) 不透水性の地層で透水係数が<math>1 \times 10^{-7} \text{cm/sec}</math>以下の地層が3m以上確実にあることが明らかな場合は、シート等による遮水工を省略することができる。</li> <li>(3) 遮水工をシートで行う場合は、次のことに留意して施工すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 草木はすべて伐採及び除根し突起物がないようにすること。必要に応じ、シートが接する地盤面に敷砂、保護コンクリート等の施工を行うこと。</li> <li>ロ 埋立作業や湧水等によりシートが移動しないように端部を固定すること。</li> <li>ハ 産業廃棄物による破損を防止するため、良質土でシート上部に50cm以上の保護層を設けること。</li> <li>ニ シートの材質及び厚さは、気象条件、廃棄物の種類及び浸出液の性状等により、強度、耐風化性及び耐劣化性について検討し決定すること。</li> <li>ホ 接合面の重ね合わせは十分にとり、引張り等に対し十分な強度を備えていること。</li> <li>ヘ 産業廃棄物や浸出水の圧力により地盤が不等沈下し、局部的に大きなひずみを生ずるおそれのある場合又は作業機械等の局部的な大きい荷重によりシートの下地が破損するおそれのある場合には、置換工事による地盤改良、地盤の締固め等の措置を講じること。</li> <li>ト 湧水等によるシート背面の水圧により膨れ上がりを生じたり、圧力により遮水工を破損したりするおそれのある場合は、暗渠管網を含む地下水集排水設備を設置すること。</li> </ul> </li> </ol>
浸出水集排水設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 集排水設備は、浸出水が局部的にも滞水することなく速やかに集水することができるとともに自然流下し得る勾配を有すること。</li> <li>(2) 集排水管の材質及び管厚は、埋め立てる産業廃棄物等の圧力並びに埋立重機及び搬入車両等の荷重等に十分耐えられるものであること。</li> <li>(3) 集排水管等の断面等は、必要な設計計算を行い決定すること。</li> <li>(4) 浸出水の放流先への土砂等の持ち出しを防止するため、浸出水集排水設備の下流部分に、必要容量を備えた沈砂池を設置すること。なお、浸出水の排水口は採水ができる構造とすること。</li> <li>(5) 遮水工にシート工法を用いる場合は、遮水シートに栗石、碎石等が直接接触しないよう、不織布等で保護するほか、安全のため砂や土のうを敷設すること。</li> <li>(6) 浸出水集排水設備の下流部分に浸出水の採水設備を設けること。</li> </ol>

	浸出水処理設備	<p>(1) 浸出水の設計水質は、埋立てる産業廃棄物の性状等により決定すること。</p> <p>(2) 浸出水中の汚濁物質濃度の経年変化や埋立廃棄物の種類を勘案し、必要に応じ高度処理方式（活性炭吸着法、キレート吸着法等）の採用又は増設を行うこと。また、新設当初から設置場所を確保しておくこと。</p> <p>(3) 浸出水の水量及び水質の変化に対応するための流量調整槽が設けられていること。また、必要に応じて処理設備は2系列以上とすること。</p> <p>(4) 最終処分場内で発生した浸出水のほか、生活排水及び洗車排水についても、処理施設に導入すること。</p> <p>(5) 浸出水処理設備が処分場外にある場合には、人がみだりに立ち入らないように囲い等を設けること。</p> <p>(6) 浸出水移送パイプ等その故障が処理に重大な支障をきたすおそれがある設備については、原則として2台以上設置し、常に安定した運転ができるようにすること。</p>
	ガス抜き設備	<p>腐敗物を含む産業廃棄物を埋め立てる場合は、埋立地から生ずるガスを排除するためのガス抜き設備が設けられていること。</p> <p>(1) ガス抜き管は埋立産業廃棄物の圧力、埋立重機及び搬入車両等の荷重並びに発生ガス等の化学作用に十分耐える材質及び管厚を有し、原則として埋立地内の集排水設備に接続すること。</p> <p>(2) 発生したガスは、周辺的生活環境に支障とならないよう必要な措置が講じられていること。</p>
	地下水観測井戸	<p>地下水の状態を監視するため、水質監視用井戸を2か所以上設置すること。</p> <p>(1) 設置位置は上流及び下流に各々1か所以上とし、深さは埋立地の底盤より低い位置とすること。</p> <p>(2) 井戸の内径は、採水を行うのに支障のない大きさとする。</p> <p>(3) 井戸を設置した後は、ふたをし、防護ます等で保護すること。</p>
個別基準	遮断型最終処分場	<p>上屋</p> <p>埋め立てた産業廃棄物の飛散、流出及び雨水の流入防止のための上屋を設けること。</p>
	地下水観測井戸	<p>地下水の状態を監視するため、水質監視用井戸を2か所以上設置すること。</p> <p>(1) 設置位置は上流及び下流に各々1か所以上とし、深さは埋立地の底盤より低い位置とすること。</p> <p>(2) 井戸の内径は、採水を行うのに支障のない大きさとする。</p> <p>(3) 井戸を設置した後は、ふたをし、防護ます等で保護すること。</p>

様式第1号（第8条関係）

事前協議書			
(あて先) 八尾市長			年 月 日
		提出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
八尾市産業廃棄物事前協議取扱指針第3条第1項の規定により、事前協議書を提出します。			
産業廃棄物処理施設の種類の種類			
事業計画の概要	計画地	地番 住居表示	
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	(石綿含有産業廃棄物を 含む・除く) (水銀使用製品産業廃棄物を 含む・除く) (水銀含有ばいじん等を 含む・除く) 以上 種類	
	共通事項	地目	用途地域
		周辺の状況	
		本施設を設置するに当たり必要な他法令許可や手続等	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物処理施設に該当	該当する 該当しない
		廃棄物の流れ	排出事業者 収集運搬業者 処分業者 中間処理後の処理又は再生先(中間処理) (名称・業種)
		担当者 氏名 連絡先	
	積替保管施設	敷地面積	(公簿) 保管最大高さ (実測) m <sup>2</sup> m
		積替え保管場所の面積 (内、積替場所) (内、保管場所)	( m <sup>2</sup> ) 保管最大容量 ( m <sup>2</sup> ) m <sup>3</sup>
		施設の概要	別紙 のとおり
	中間処理施設	敷地面積	(公簿) 受入最大容量 (実測) m <sup>2</sup> t・m <sup>3</sup>
		施設の種類の種類	処理能力 t・m <sup>3</sup> /日
		保管場所の面積 (受入場所の面積)	保管最大高さ (受入保管物の最大高さ) m
		処分の工程	別紙 のとおり
最終処分場	面積	(公簿) 容積 (実測) m <sup>2</sup> m <sup>3</sup>	
	土地所有者の住所氏名	別紙 のとおり	
	申請地番		
	跡地の利用計画	別紙 のとおり	
作業時間等	作業の時間帯		
	休業日等		
計画地内における自ら排出した産業廃棄物の取扱い		有 ・ 無	有の場合、積替保管の場所 別紙 のとおり
事務所及び事業場の名称		所在地	電話番号

様式第2号（第8条関係）

通知書	年 月 日
様	八尾市長
<p>年 月 日受付の事前協議書について、事前協議が終了したので、八尾市産業廃棄物事前協議取扱指針第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。</p>	
通知事項	

連絡先：	(担当者名)	(電話 )
------	--------	-------

様式第3号（第8条関係）

指導書	年 月 日
様	八尾市長
<p>年 月 日受付の事前協議書の内容について、八尾市産業廃棄物事前協議取扱指針第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示します。</p> <p>また、同指針第4条第2項の規定に基づき、関係機関からの情報の提供を併せて行います。</p>	
指示事項	
当該申請に関する法令の有無についての情報提供	

連絡先：	(担当者名)	(電話 )
------	--------	-------

様式第4号（第8条関係）

指導書	年 月 日
様	八尾市長
<p>年 月 日受付の修正事業計画書について、八尾市産業廃棄物事前協議取扱指針第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり指導します。</p>	
指導事項	

連絡先：	(担当者名)	(電話 )
------	--------	-------